

山口市エコフレンドリーオフィスプラン外部取組点検実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市エコフレンドリーオフィスプラン（以下「プラン」という。）の外部取組点検に係る委員の委嘱及び外部取組点検の実施に関し必要な事項を定める。

(外部取組点検委員の委嘱)

第2条 プランの運用について専門的かつ客観的な評価を行うため、環境マネジメントシステム等の専門知識を有する者のうちから外部取組点検委員（以下「委員」という。）を選任する。

- 2 委員の選任は2名程度とする。
- 3 委員は環境管理責任者が選任し、環境管理統括者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第3条 委員の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 取組チェック表のチェック（重点取組項目含む）に関する事。
- (2) 電気使用量・燃料使用量等の状況（管理）に関する事。
- (3) その他プランに基づく取組に関し必要な事項に関する事。

(点検の範囲及び実施)

第4条 外部取組点検は年に1度、環境管理責任者が指定した範囲及び日程により実施することとする。

(結果の報告)

第5条 委員は、点検を実施した結果を外部取組点検シート（別紙様式1）により環境管理責任者へ報告しなければならない。

(庶務)

第6条 外部取組点検の庶務は、環境管理事務局において処理する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。